

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次 [略] I～V [略]</p> <p>別表 1～別表 3 [略]</p> <p>別表 4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等</p> <p>(医療関係資格) [略]</p> <p>[守秘義務に係る法令の規定例] ○刑法第 1 3 4 条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>○保健師助産師看護師法第 4 2 条の 2</p>	<p>目次 [略] I～V [略]</p> <p>別表 1～別表 3 [略]</p> <p>別表 4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等</p> <p>(医療関係資格) [略]</p> <p>[守秘義務に係る法令の規定例] ○刑法第 1 3 4 条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の<u>懲役</u>又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>○保健師助産師看護師法第 4 2 条の 2</p>

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

(介護サービス事業者等)

[略]

別表 5・6 [略]

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。

(介護サービス事業者等)

[略]

別表 5・6 [略]